

受講規約

本規約を承諾した上でお申込ください。

第1章 総則

■第1条【受講規約の適用と改定】

1. 東谷珠算塾（以下、「当塾」）は、受講生との間に本規約を定め、スムーズな教室運営を図ります。
2. 当塾から別途ご案内するルールやガイドラインも、本規約の一部とみなされます。
3. 当塾は、必要に応じて本規約を変更することがあります。変更後の規約は、**公式ホームページへの掲載、LINE・メール等のご案内**をもって受講生に周知し、その時点より新たな内容が適用されます。

第2章 受講について

■第2条【無料体験授業と正式申込】

1. 当塾では、安心して受講いただくために、**正式なお申込みの前に「無料体験授業」の受講をおすすめしています。**ご家庭の方針や相性をご確認いただき、ご納得いただいた上で、継続希望の場合のみ正式にお申し込みください。
2. 体験授業の予約後であっても、**体験授業日前であればキャンセル可能**です。キャンセルをご希望の場合は、できるだけ早めにご連絡をお願いいたします。
3. 体験授業を経て正式にお申込みされた場合、**お支払い前であればキャンセル可能**です。その場合も、必ず事前にご連絡ください。
4. お支払い完了後のキャンセルについては、いかなる理由でも**返金**はいたしかねますので、ご了承ください。

■第3条【受講申込と契約の成立】

1. 受講をご希望の方は、本規約をご確認いただいたうえで、所定の申込フォームに必要事項を記入しご提出ください。
2. 当塾が申込内容を確認し、承認した時点で正式な受講契約が成立します。
3. 受講契約成立後のスケジュール変更や休会等については、第3章および第4章にて定めた通りの手続きをお願いいたします。

■第4条【受講不承認となる場合】

当塾では、以下のいずれかに該当する場合、受講申込をお断りさせていただくことがあります。

- 当塾の方針と大きく異なる目的での受講希望がある場合
- 過去に規約違反等で退会処分を受けたことがある場合
- 申込内容に虚偽の記載が判明した場合
- その他、当塾が受講生として適切ではないと判断した場合

■第5条【契約期間と更新】

- 初回授業日をもって受講契約が開始されます。
- 契約期間は特に定めず、**お申し出がない限り自動更新**となります（更新料は不要です）。
- 受講を中止される場合は、休会または退会手続きを行っていただくことで契約終了となります（詳細は第4章をご参照ください）。

■第6条【受講料とお支払い方法】

1. 受講料は、当塾公式ホームページの記載または別途ご案内する通達に準じます。
2. お支払い方法は以下の通りです（いずれかを選択）
 - 銀行振込
 - クレジットカード決済
 - PayPay マネー（PayPay マネーライトは対応不可）
3. お支払いスケジュールは以下の通りです。
 - 月額払い（月謝）：毎月 25 日までに、翌月分をお支払いください。
 - 各回払い：次回レッスン日までに、ご予約確定回数分をお支払いください。
4. 当塾では「**月額払い**」または「**各回払い（予約分のみ）**」のいずれかを選択いただけます。
 - 固定枠の受講生：月謝払いまたは各回払いを選択可能
 - 不定期枠の受講生：各回払いのみ選択可能
5. 月額払いは **年間の受講予定回数を基準として算出する“年間契約”**です。（※途中退会・休会可能）
月謝額は年間回数をそのまま使用するのではなく、以下の通り **無料回数分を差し引いて算出**しています。

受講頻度	年間予定回数	月謝算出回数	無料回数
週 1 回	49 回	47 回	2 回
週 2 回	98 回	94 回	4 回
週 3 回	147 回	141 回	6 回
週 4 回	196 回	178 回	18 回
週 5 回	244 回	220 回	24 回

そのため、以下の理由により受講回数が減少した場合でも、**当月のみの減額・変更には対応できません**。

- 振替ができなかった
- 長期休暇（GW・お盆・年末年始）と重なった
- 体調不良やご家庭の事情による欠席があった

ただし、**振替が実施できない場合は宿題提示（第10条第3項）により、授業内容の補完を行うことで不利益が生じないよう対応します**。

また、年間の無料回数の範囲内であれば、完全な欠席であっても損失は発生しません。

6. 月謝払いは **固定枠（毎週同曜日・同時間帯での受講が可能な受講生）に限り適用** されます。
欠席が多い、または年間を通して受講ペースが安定しにくい場合は、以下をご検討ください。
 - 不定期枠での受講
 - 各回払い
 - 受講頻度の再調整
7. 公平性および教室運営上の安定確保の観点から、**月謝払い⇔各回払いの切替は原則として認めません**。
（例：お休みが多い月は各回払い⇔月謝の方が安い月は月謝払いに変更する 等禁止）
入塾および年度当初の段階で、年間の受講状況を見越した方法をご選択ください。

8. 教材費や教室運営費の増加等により、**受講料を改定**することがあります。その場合は**改定の 2 ヶ月前までにお知らせ**いたします。

■第 7 条【受講料の返還】

- お支払いいただいた受講料は、**原則として返金いたしません。**
※当塾は少人数制・個別対応を前提として授業準備・時間枠を確保しております。そのため、返金は制度上お受けできかねます。あらかじめご了承ください。
- 途中退会・休会・欠席など、いかなる理由による場合でも同様です。
(例：体調不良、学校行事、家庭都合、進級・受験等による退塾 など)
- 以下のようなケースでも返金対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。お申し込みをお願いいたします。
 - 途中解約に伴う未消化分の受講料
 - お支払い後のキャンセル (※お支払い前であればキャンセル可能／第 2 章第 2 条参照)
 - 授業の欠席、連絡なしキャンセル、遅刻による時間短縮
 - 教材・準備物等の未使用や未開封
- ただし、当塾側の都合により受講が困難になった場合 (例：講師の事故・入院・長期不在など)、未消化分については以下のいずれかの方法で対応いたします。
 - 他日への振替または次回以降の時間延長 (第 9 条参照)
 - 該当分の授業料を翌月以降の受講料に充当
 - 継続受講の意思がない場合には返金対応
- 地震や停電、システムトラブル等によって受講が困難となった場合は、別途補講または振替等の対応を個別にご相談させていただきます。
- 正式申込後でも、お支払い前であればキャンセルいただけます。入塾前の不安などがあれば遠慮なくご相談ください。
- お支払い前であれば、休会・退塾等が可能です。お支払い後の休会・退塾も可能ではありますが、未消化分の授業料の返金はできかねますのでご注意ください。

■第 8 条【固定枠と不定期枠】

1. 固定枠の取得条件

以下のすべてを満たす場合、受講生は「固定枠」(同一曜日・同一時間)を取得できます。

固定枠を取得すると、毎回の予約手続きが不要となり、原則として同じ曜日・時間での受講が自動的に確保されます。

- (1) 週 1 回以上の受講を継続していること
- (2) 毎週同じ曜日・時間に、1 ヶ月以上連続して受講できること
- (3) 原則として、曜日・時間の変更なく継続可能であること

2. 固定枠の予約確保および更新

固定枠は、**当月から翌月分までの受講日時が自動的に確保**されます。変更希望がなければ、同じ曜日・時間帯で先 1 か月分ずつ予約が更新されるため、実質退塾まで受講が確約されます。

3. 固定枠自体の日時変更について

学年の進級や生活リズムの変化などにより、固定枠そのものの曜日・時間帯を変更したい場合は、空き状況に応じて変更が可能です。変更後も条件を満たす限り、固定枠として継続利用いただけます。

4. 固定枠における注意点

固定枠は、1 名につき 1 枠のみ取得可能です。

以下のような「複数枠の確保」や「将来の時期に合わせた追加枠の事前確保」は、原則としてできません。

- ・ 例 1) 「通常は月曜と水曜の 19 時、長期休暇中は平日毎日 10 時にしたいので、毎年の長期休暇は必ず 10 時に受講できるように他の受講生の予約を入れないでほしい」

対応： 当月～翌月から長期休暇が始まる場合に限り、10 時が空いていれば一時的な固定枠の変更として対応。長期休暇終了後は月・水 19 時が固定枠となる。

次期の長期休暇は、事前確保不可、長期休暇期の当月～1 か月前に相談が必要。

- ・ 例 2) 「学校の日は月曜 16 時、祝日は 10 時に受講したいので、今後の月曜祝日はすべて 10 時に受講できるように他の受講生の予約を入れないでほしい」

対応： 当月～翌月の月曜祝日に限り、10 時が空いていれば一時的な振替として対応。

翌月以降は、事前確保不可、当月～翌月に月曜祝日がある場合は都度相談が必要。

5. 固定枠と不定期枠の違い

固定枠は、当塾側で該当の曜日・時間帯を、該当受講生の専用枠として確保するため、欠席や振替が発生した場合でも他の受講生を入れることができません。そのため、振替の際には元の固定時間と振替先の 2 枠を使用することになります。

振替や延長が頻繁に発生する方は、実質的に曜日や時間の固定ができておらず、固定枠での対応が困難となるため、「不定期枠」での受講をご案内する場合があります。

6. 固定枠のスケジュール変更・例外対応について

やむを得ない理由により「期間」や「回数」が明確な一時的な時間変更や振替が発生する場合（例：学校行事・一時的な在宅勤務・旅行・塾の夏期講習・長期休暇期間のみ など）は、固定枠を維持したまま個別対応が可能です。詳しくは事前にご相談ください。

※期間や回数が明確なお休み・振替等では、他の受講生や新規の申込者に「受講生都合により、○日までの一時的な空き枠」としてご案内と明確に説明できるため。

7. 不定期枠の扱い

下記のいずれかに該当する場合は、「不定期枠」として扱い、毎回の予約手続きが必要となり、ご予約確定日時のみ予約は確約となります。以降の予約および受講は確約できません。

- (1) 受講の曜日や時間が都度変更となる場合
- (2) 固定枠を希望したが月に 1 回以上、振替または延長をすることが前提となっている場合
- (3) 他予定の都合により、毎回の時間調整が必要な場合
- (4) 隔週での受講を希望される場合
- (5) 受講の希望日時や曜日が不規則な場合

■第 9 条【予約の確約】

1. 固定枠の受講生について

固定枠を所持している受講生は、初回授業日以降の受講が 1 か月先まで自動的に確保されます（当塾からの休講連絡がない限り、毎週同じ曜日・時間で受講が可能です）。

2. 不定期枠の受講生について

不定期枠の受講生は、その時点で空いている時間帯に予約を都度取得する形式となります。そのため、初回授業日以降の受講も含め、先の予定は確約できかねます。予約枠には限りがあるため、満席時のご希望に沿えない場合があります。

3. 予約に関する優先順位について

授業や教室運営の都合上、日程調整の際には以下の順で優先順位を設定しています。

- ① 【最優先】すでに確定している予約（固定枠・不定期枠問わず）
- ② 固定枠の新規取得・継続希望
- ③ 教室運営上の特別日程（例：イベント開催、急ぎの事務対応など）
- ④ 不定期枠の新規・継続予約、または振替予約
- ⑤ その他、緊急ではない授業外の業務調整

※固定枠を所持していても、一時的な振替や追加予約は「④」として扱います。

4. 予約に関するご理解とご協力をお願い

教室の運営（新規申し込み対応、教材作成、システム更新、授業準備、イベント設計など）は、**授業の空き枠内に実施しております**。そのため、④の予約についても、空き枠があっても制限を設けたり、スケジュール調整のご相談をさせていただく場合があります。

■第 10 条【授業の振替・欠席・遅刻・休講について】

1. 欠席対応の基本方針

やむを得ない理由により授業を欠席される場合は、以下の条件に基づき**振替や課題提供などの対応**を行います。無断欠席の場合は、この限りではありません。

2. 欠席の申請と期限

【申請期限】原則として**授業開始時刻までに授業に参加できない理由を添えてご連絡**ください

【連絡方法】LINE・メール等、記録が残る手段にてご連絡ください

3. 欠席時の対応方法（選択制）

振替や欠席にあたって、以下のいずれかの方法により授業内容の補完を行います。

- (1) 別日の空き枠へ振替（次項 4 も参照） (2) 個別課題の提示・添削対応

※ご指定がない場合は「出席扱いなし・授業料消化」となりますのでご注意ください。

※(1)振替は、空き枠内から選択可能。空き枠の状況次第では(2)課題提示を提案させていただきます。

4. 直近の欠席連絡時における振替の可否について

振替のご利用は「授業予約が確定した後に、講師および時間を確保する仕組み」である点をご理解いただき、以下のルールを適用いたします。

- 直近（予約確定日まで 1 週間以内）の欠席や変更連絡に対し、振替授業をご利用いただけるのは、原則として以下のような個人の自由で日程調整ができない、やむを得ない事情の場合に限ります。
 - 学校行事、他の習い事関連（授業参観・定期テスト・遠足・塾の夏期講習等）
 - 習い事・地域イベント（運動会・発表会・お祭り等）
 - 慶弔関連（法事・結婚式等）
 - 体調不良・通院等
- 以下のような私的理由では直近での振替・予約日時の変更は対象外となります。
 - × 友達との遊び・映画・外食など
 - × 学校の宿題をする、友達と勉強会・練習会をするなど
 - × 受講が面倒だから、疲れたから等の気分的な理由
 - × 他、予定調整ができるような私的な用事・理由全般

このような場合は振替ではなく、課題提示による補完(第 10 条 3 項)または完全な欠席扱いとなります。

- 予約日時が 1 週間以上先の場合は、私的理由含めすべてのご事情で振替が可能です。
- 振替は「元の予約時間」と「振替先の時間」の 2 コマ分の時間を 1 回分の授業料で使用します。個別指導である当教室では、講師もその生徒のために時間を確保しており、他の方の予約も制限しているため、**正当な理由でのご利用をお願いしております**。

5. 無断欠席について

理由の如何を問わず、**授業料は消化扱い**となり、振替や課題提示の対象外です。

6. 遅刻の扱いについて

- ・授業開始に遅れた場合でも、授業は**予定時刻から開始したものとして扱います**。
- ・遅刻による時間短縮分の**延長・返金は不可**です
- ・授業開始から**15分以上連絡がない場合は**、無断欠席扱いとし、授業は終了します（授業料消化）

6. 講師都合による休講の対応

講師都合により授業を休講とさせていただく場合は、以下のいずれかで対応いたします。

- (1) 別日の振替授業（日時相談）
- (2) 個別課題による対応
- (3) 授業料の翌月分への充当（完全休講の場合）

7. 自然災害・システム障害等の対応

地震・台風・停電・通信障害などにより授業が実施困難となった場合は、**振替や補講などを個別にご相談**させていただきます。安全と学習継続の両立を第一に対応いたします。

8. 固定枠の受講生による繰り返しの変更・欠席について

頻繁に振替や欠席などが発生し、固定された曜日・時間に授業の継続が困難と判断される場合は、**不定期枠への変更や、面談による受講形式の見直し**をお願いすることがあります。

■第 11 条【受講料以外に発生する実費負担について】

当塾では、受講料に基本的な教材費や運営費が含まれていますが、以下のように**受講に関連する実費負担**が発生する場合があります。負担が発生する際は、都度ご案内を行い、ご承諾をいただいたうえで請求いたします。

主な実費の例

- (1) 各種大会・イベント参加費（例：申込料・問題集代・賞品代・送料 等）
- (2) そろばん・文房具などの物品購入（※代理購入の場合は手数料や送料が発生）
- (3) オンライン教材・特別講座用の追加教材費・印刷代等
- (4) 紙教材送付時の送料（1 回の送料が 2,000 円を超える場合、**超過分のみ**をご負担）
- (5) PDF 教材などを印刷・送付する場合の印刷費・コピー用紙費（※印刷代行の場合）
- (6) 筆記用具、ストップウォッチ、タイマーなど学習補助用具
- (7) オンライン受講に必要な通信環境・電子機器・周辺機器・電気代 等

※代理購入やご希望による提供物については、必ず事前に見積もりや相談を行った上で進めてまいります。

■第 12 条【禁止事項および指導継続の可否について】

当塾では、すべての受講生が安心して学べる環境を維持するため、以下のような**不適切な言動・行動**は固く禁止しております。

継続的な違反が見られた場合、改善指導・保護者への連絡・対応協議のうえ、指導の中断または除籍処分（第 16 条に準ずる）となる場合があります。

主な禁止行為

- (1) 授業態度が著しく不適切な行為
例：私語、遊ぶ、居眠り、授業中の飲食（※水分補給は可）

(2) 反抗的な態度

例：暴言、注意を聞かない、やる気がない態度、指導拒否、講師の質問や発言の無視など

(3) 連絡のない遅刻・欠席を繰り返すこと

(4) 公序良俗に反する行為や受講環境を乱す行為

例：不快な言動、不快な行為、強迫・勧誘行為、マナー違反、TPO を欠いた服装

(5) 不正行為・誠意のない行為

例：カンニング、電卓や計算機の使用、課題のなりすまし提出、虚偽報告など

第3章 受講生の権利・義務

■第13条【受講生の権利】

受講生は、当塾の教育活動において、以下の権利を有します。

1. 自由な参加権

当塾が実施する講座・練習会・大会・イベント等に、希望に応じて自由に参加できます

(参加費が別途かかる場合は事前にご案内いたします)。

2. 情報提供を受ける権利

練習会・大会・特別イベントなどの開催情報を、受講生や保護者へご案内いたします (LINE やメールを通じて通知)。

3. 教材等の提供を受ける権利

受講に必要な教材 (PDF や紙教材・動画教材・オリジナル問題など) を受領することができます。

4. 受講内容の柔軟な変更

受講生および保護者は、状況に応じて以下のような変更を希望することができます (空き状況や教室方針によりご希望に添えない場合もございます)

- コース変更 (例：週1回→週2回へ)
- 固定枠そのものの曜日・時間の変更
- 受講回数の増減 (一時的・恒常的いずれも)

■第14条【受講生の義務】

当塾に在籍する受講生は、以下の義務を負います。

1. 受講料等の納入義務

当塾が定める期日までに、受講料を納入してください。遅延が継続する場合、受講の停止や除籍の対象となる場合があります。

2. 学習姿勢と向上意欲

受講にあたっては、講師からの指導を尊重し、技術向上・目標達成に向けて誠実に取り組む姿勢が求められます。

3. 登録情報の更新義務

住所・連絡先・メールアドレスなど、登録情報に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。適切な連絡がとれない場合、必要なご案内ができないことがあります。

第4章 一時休会・退会・除籍

■第15条【固定枠を所持している受講生の休会】

1. 休会の申請と条件

固定枠を所持している受講生は、以下の条件のもとで休会を行うことができます。

休会を希望する場合は、事前に LINE またはメール等で必ずご連絡ください。

2. 休会の単位と期間

(1) 休会は1ヶ月単位でのお申し出が必要です。

(2) 最長で3ヶ月間まで休会可能です。

ただし後述の措置を取った場合はそれ以上の休会も相談可能です。

(3) 月の途中で休会される場合も、未消化分の授業料の返金はできかねますのでご了承ください。

(4) 休会中であっても、再開予定日については教室と相談のうえ決定可能です。

3. 休会中の固定枠の取り扱い（選択制）

休会に入る際、以下のいずれかの対応を選択していただきます。

選択の連絡がない場合は、自動的に(2)の「固定枠解除」扱いとなります。

(1) 固定枠を維持する場合：

再開時に同じ枠での受講を希望される場合は、該当固定枠の授業料の50%を毎月お支払いいただくことで枠を確保できます。

例：週2回30分マンツーマンコースの授業料の場合（月謝7,900円）

→ 月額7,900円の半額3,950円を休会中、毎月納入することで固定枠の維持が可能

(2) 固定枠を解除する場合：

固定枠を解除（開放）し、再開時には再取得手続きが必要となります。

その場合は、在籍手数料として月額1,000円をお支払いいただきます。

なお、固定枠の解除（開放）をすると、他の受講生による予約や固定枠の取得が可能になるため、再開時は空き枠の中から固定枠を取得または不定期枠としてのご案内となります。

4. 無連絡による自動休会措置

30日以上、連絡や受講のない状態が続いた場合は、事前の合意がない限り、自動的に休会扱いとさせていただきます。

5. 3ヶ月を超える休会について

休会期間が3ヶ月を超える場合は、原則として退会扱いとなり、固定枠も解除されます。

ただし、上記「3-(1)」の固定枠維持措置を講じている場合に限り、3ヶ月以上の休会もご相談可能です。

6. 再開について

退会扱いとなった場合でも、ご希望があれば再開可能です。その際の枠の確保は空き状況によってご案内いたします。

■第16条【退会・解約】

1. 退会の申請時期と手続き

受講生が退会を希望する場合は、毎月25日までに当塾へその旨を LINE またはメール等でご連絡ください。

(1) 月末までに予約済（かつ受講料納入済）の授業をすべて受講後、退会となります。

(2) 月途中での退会も可能ですが、未消化分の授業料の返金はできかねます。

2. 滞納料金の精算

退会に際しては、それまでの未払い分（授業料・教材費等）をすべて精算していただきます。

3. みなし退会の条件

以下のいずれかに該当する場合、当塾は退会とみなします。

- (1) 後見開始または保佐開始の審判を受け、継続受講が困難となった場合
- (2) 死亡または失踪宣告を受けた場合
- (3) 受講料等の支払いが2ヶ月以上行われない場合
- (4) 正当な理由や連絡なく、3ヶ月以上予約・受講・連絡が途絶えた場合

4. 退会時の成績・個人情報の取り扱い

退会后、以下のように情報を適切に管理いたします。

- (1) 成績・進捗記録は、今後の再受講および他の受講生の指導指針となるため、保管いたします。
- (2) Google クラウド等で使用していた宿題データは、速やかに削除いたします。
- (3) ご登録いただいた個人情報は、退会后1年間を目安に厳重に保管いたします。
- (4) 個人情報の即時削除をご希望される場合は、お申し出いただければ速やかに対応いたします。

■第17条【除籍（受講資格の停止または解除）】

当塾は、受講生が下記のいずれかに該当する場合、事前の通知や警告を行うことなく、受講資格を停止または解除（除籍）とすることがあります。これは他の受講生の学習環境や教室運営の公正性を守るための措置です。

除籍対象となる事例

1. 受講料未納が続いた場合

受講料の支払いが滞り、当塾から3回以上催促の連絡を行っても、返答やお支払いがないとき。

2. 知的財産やプライバシーの侵害行為

当塾、他の受講生、または第三者の著作権・商標権・プライバシーなどの権利を侵害した、またはその恐れがある行為を行ったとき。

3. 無断録音・録画や指導内容の流用

当塾の授業や教材等を無断で録音・録画したり、内容を模倣して第三者に提供（有償・無償問わず）したとき。

4. 他者への誹謗中傷・信用毀損行為

当塾または他の受講生に対して、誹謗中傷・名誉毀損・信用失墜行為があったとき。

5. 本規約の違反をしたとき

この受講規約に違反し、当塾として看過できないと判断したとき。

6. 受講継続が困難と判断される行為

その他、当塾が受講生としての継続が困難、または不适当と合理的に判断した場合。

例：コミュニケーション（発話・ジェスチャー・筆談など）が一切取れず、授業の進行が難しい場合、そろばんや授業に対して拒否反応が出て身体・精神面に異常が出た場合やそれに近い場合 など

第5章 サービスの停止・廃止

■第18条【有事におけるサービス中断】

1. 当塾は、以下のような天災や非常事態、インフラ障害等の不可抗力により、授業の安全な実施が困難と判断した場合、授業の一部または全部を中断または休講する場合があります。
 - 地震、火災、台風、雷、積雪、停電、通信障害
 - 社会的騒乱、事故、感染症の蔓延
 - その他、授業の継続が危険と判断される事象
2. 上記のような事態が発生した場合、できる限り速やかに受講生・保護者に連絡・相談を行い、適切な対応を協議します。
3. 授業の取り扱いについては、以下の通りとします（※柔軟な対応を優先します）。
 - ① 授業中に有事発生し、予約時間枠の80%以上進行が可能な場合
→授業実施とみなし、授業料は消化
 - ② 授業中に有事発生し、予約時間枠の80%以上の進行が不確定もしくは困難な場合
→授業を中断し、残時間を【第10条-6「講師都合による休講」】と同対応とする
 - ③ 授業前に有事発生し、予定通りの授業開始または、予約時間枠の80%以上進行が可能な場合
→授業を実施し、授業料は消化
例：30分コースの受講の場合
→開始時刻より6分経過前に復旧し、授業が実施できる（30分の80%以上=24分以上）
 - ④ 授業前に有事発生し、予定通りの進行が不確定、または支障が出る恐れがある場合
4. 有事により発生した通信障害や機器トラブル、事故等について、当塾は授業の補償は行いますが、それ以上の損害については一切の責任を負いかねます。

■第19条【サービスの停止・廃止】

1. 当塾は、以下のような理由により、やむを得ずサービス（講座やイベントなど）の一部または全部を予告なく停止または廃止する場合があります。
 - 講師の急病・事故・入院・死亡など
 - 運営環境の急激な変化（災害、法改正など）
 - その他、サービス提供の継続が困難と判断される場合
2. 上記のような事情により廃止が決定した場合は、原則として30日前までに受講生へ通達します。ただし、突発的な事態の場合はこの限りではありません。
3. 講師の一時的な不在や病気等で、短期間のサービス停止が発生する場合は、以下のいずれかの対応を行います。
 - (1) 再開後に継続する場合：未実施分は【第10条-6「講師都合による休講」】と同対応とする
 - (2) 解約・退会を希望される場合：未消化分の授業料を全額返金
 - (3) 代理講師による代行授業を希望される場合：通常通り授業料を消化
4. スタッフの事故・死亡等により、サービスの提供が永続的に困難になった場合、原則として以下のいずれかとなります。
 - (1) 運営権を法的に承継（相続）し、継続できる場合：再開の案内を行います
 - (2) 継続困難な場合：廃業の手続きを行い、未消化分の返金処理を実施します

第6章 その他

■第20条【個人情報の保護】

1. 当塾は、受講生および保護者からお預かりする個人情報（氏名、住所、連絡先、成績、受講履歴など）について、適切に管理し、個人情報保護の観点から厳重に取り扱います。
2. 受講生・保護者の同意なしに、第三者へ有償・無償を問わず譲渡、貸与、開示することは一切いたしません。
3. ただし、以下の情報については、運営上の正当な目的に限り、個人を特定されない範囲で一部を公開または共有することがあります。
 - 各種大会や検定の結果（進捗や成績、表彰内容、学年など）
 - 口コミ・感想・写真等（事前に内容確認・同意のうえ掲載）
 - 法律に基づき開示が求められた場合（例：警察や裁判所の正式要請）

■第21条【知的財産の取り扱い】

1. 当塾が作成・提供する教材、動画、授業スライド、練習問題、イベント資料、指導法や教育ノウハウ等に関するすべての著作権および知的財産権は当塾に帰属します。
2. 上記の教材や指導内容について、以下の行為は固く禁止します。
 - 無断でSNSやウェブサイト、印刷物などに掲載・配布すること
 - 家族以外の第三者に、有償・無償を問わず譲渡、転送、貸与、再配布すること
 - 指導内容や方法を模倣・録画・録音し、他人に教える、または商用利用すること
3. 万が一、これらに違反する行為が確認された場合は、受講資格の停止・除籍および法的対応を行う場合があります。

■第22条【損害賠償責任】

1. 受講生または保護者が、本規約や当塾のルールに反し、当塾や他の受講生に損害・トラブル・風評被害等を与えた場合、当塾は必要な調査・対応を行うものとします。
2. 上記により当塾が実際に被った損害（信用毀損、金銭的損失、運営妨害など）については、該当する受講生・保護者に対し、合理的範囲で損害賠償を請求することがあります。

第7章 免責・準拠法・管轄裁判所

■第23条【免責事項】

1. 当塾は、受講生に提供する各種サービスの利用により生じた損害・トラブル等について、当塾の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 以下は、免責となる代表的なケースです。すべてにおいて、受講生・保護者ご自身の責任とご理解のうえ受講してください。

【当塾監督下における免責】

授業中に発生した私物の破損、軽度の怪我や事故など

【家庭や個人環境に起因する免責】

授業や受講内容を巡る家庭内トラブル（例：「勉強が原因で家出」など）

受講生や保護者個人の判断による行動・選択に起因する損害

【成果・効果に関する免責】

受講の成果が期待通りに得られない場合（例：「進級できない」「上達しない」など）

【盗難・紛失に関する免責】

教材・私物などの紛失や盗難（例：自宅や外出先でのトラブル）

【システムや通信環境による免責】

メール・LINE 等の通信不具合による連絡不達

教室側の送信履歴があるにもかかわらず受講生側で未確認・未受信となった場合

【受講に伴う身体的・精神的影響の免責】

指導による注意・叱責が、常識範囲内であったにも関わらず精神的・身体的な影響が生じた場合
長時間の画面視聴などによる目の疲れ・体調不良

【自然災害・有事など不可抗力による免責】

地震・台風・通信障害などによるサービスの停止、中断や機器トラブル等（第 18 条参照）

3. なお、当塾に**故意または重過失**があると認められる場合は、この限りではありません。

【故意の例】

個人情報の無断公開による悪用被害

故意に破損を招く指示を行った場合 など

【重過失の例】

セキュリティ不十分な環境での個人情報取り扱い

常識を逸脱した不適切な指導行為による精神的被害 など

■第 24 条【準拠法】

本規約の成立、効力、解釈、履行に関しては、**日本法**を準拠法とします。

■第 25 条【合意管轄裁判所】

本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、**大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所**を第一審の**専属的合意管轄裁判所**とします。

附則

本規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行します。

最終改定日：令和 7 年 11 月 1 日